

資料③

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物です。地域によっては、里道は赤道・赤線・赤地、水路は青道・青線・青地などと呼ばれることがあります。なかには、現在は機能を喪失した里道や水路もあります。

温泉センター水芭蕉の敷地については、平成2年の建設当時に田であった事から、敷地内にいくつかの里道、水路が存在しており、土地造成の際にその機能のほとんどを集約し、別途敷地に移し替えたため、機能が残っている一部の土地を除き、法定外公共物は里道や水路としての機能は喪失しております。

水芭蕉は公共施設であり、市が管理する施設であることから、これらの法定外公共物も市が一体的に管理してきたため、現在も法定外公共物の土地は未登記のままとなっており、公図には記載がありますが、地番等もないため今回の物件調書（土地の一覧）には含まれていません。

水芭蕉を民間事業者に譲渡するあたり、法定外公共物を払い下げるには、土地を活用する事業者において、登記していただき、市から法定外公共物の部分を払い下げる手続きが必要となります。

また、法定外公共物を払下げる場合についても、一部機能が残っている法定外公共物の当該部分については、法定外公共物の占用許可申請をした上で、土地を使用することとなり、占用料が必要となります。

なお、土地の払下げでなく賃借の場合には、市に対して法定外公共物の占用許可申請をした上で、土地を使用することとなり、占用料が必要となります。

【事業者側における必要経費】

○占用料

1m²あたり 290円／年間

○払下げ料金

1m²あたり 2,365円

○測量・登記に係る経費